

新分野進出事業補助金Q&A

Q1. 古賀市内で商工業を営む(主たる事業所を有する)中小企業者とは？

A1. 個人の場合は事業実態のある売上が一番多い事業所等が古賀市内にある事業者のことを言い、法人は、法人登記(本店)があり、かつ、事業実態のある売上が一番多い事業所等が古賀市内にある事業者のことを言います。

Q2. 交付申請書に記入する目標値を達成できなかった場合のペナルティはあるのか。

A2. 特にありませんが、補助事業終了から3年間毎年、補助事業実施効果報告書を提出してもらう必要があります。そこに、その年の目標達成状況を記入していただきます。その際、目標数値を達成していなかった場合に、その理由と、改善方法を記入していただく必要があります。よって、実現可能な現実的な目標を記入してください。

Q3. 付加価値額の計算方法は？

A3. 「付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費」となります。

原則として、経営革新計画と計画年度が一致する場合には、経営革新計画に記載した付加価値額と数値を一致させてください。

Q4. この経営革新計画にもとづき、県より福岡県経営革新実行支援補助金(感染防止対策含む)や国のものづくり補助金などの交付を受けている場合、また、今後受ける予定がある場合は、本補助金の申請対象になるのか。

A4. 申請対象になりません。本補助金申請に係る経営革新計画に基づき、国、福岡県及びその他の地方公共団体の補助金等の交付を受けた、今後申請する予定、申請中である場合は、本補助金の申請対象外です(不採択となり、補助金の交付を結果として受けなかった場合を除く)。裏負担、上乗せ交付も不可です。

Q5. 補助対象となる経費において、汎用性のあるものは補助対象外とあるが、具体的にはどのようなものが想定されるのか？

A5. 以下のようなケースが想定されます。

・事業所を自宅と兼用しているケースで、キッチンやトイレなど住居部分としての利用も考えられるものに係る費用。

・PC、PC周辺機器、タブレット、スマホ、カメラ、事務機器、車両本体等の購入に係る費用

Q6. 本補助金を活用したいと考えているが、まず、どこに相談に行けばよいか。

A6. 本補助金の制度や補助対象となる要件については、古賀市役所商工政策課までお尋ねください。本補助金申請にあたって、まず、経営革新計画を策定し、福岡県に計画の承認を受ける必要があります。経営革新計画については、古賀市商工会又はその他認定支援機関にご相談ください。

Q7. 補助事業開始、補助事業完了とは、どのタイミングのことを指すのか？

A7. 補助事業開始とは、補助対象経費にかかる相手先との契約及び業務発注を行うタイミングのことを意味します。補助金の交付決定を受ける前に、契約及び発注を行った対象経費については、補助対象外となります。また、補助事業完了とは、対象経費について、契約及び発注した業務が完了し、相手先への支払

が完了(領収書の受領)したタイミングを意味します。補助事業期間内に、相手先への支払いを終わらせる必要があります。